

KENSHIN DISCLOSURE



# けんしんNOW 2020



富山県信用組合



地域社会と共に発展し豊かな地域社会づくりに奉仕していく  
「こころ」を忘れず「お客さまとの心のふれあい」を  
もっとも大切にいたします

#### 富山県信用組合の概要

本部所在地	〒939-1371 砺波市栄町5番26号
	TEL 0763-33-3351
本店所在地	〒930-0084 富山市大手町3番5号
	TEL 076-421-5541
創業	昭和26年
預金残高	1,081 億円
貸出金残高	487 億円
出資金	15 億円
組合員数	23,072 人
常勤役職員数	116 人
店舗数	14店舗

(令和2年3月31日現在)

#### 目次

ごあいさつ	2
経営理念・令和元年度事業概要	3
地域社会への貢献	6
コンプライアンス・リスク管理態勢	11
総代会制度について	15
店舗一覧、ATM	20
営業のご案内	23
資料編	
経営の状況	27
自己資本比率規制	35

# ごあいさつ



皆さまには、平素より富山県信用組合に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼を申し上げます。本年も、当組合の経営方針や最近の業績などについて、皆さまにご理解を深めていただるために、「けんしんNOW2020」を作成いたしました。

当組合は昭和26年の創業以来、地域の協同組織金融機関として、組合員の皆さまの繁栄と地域社会の発展に貢献するため、絶えず変化する環境や多様化する皆さまのニーズに柔軟に対応してまいりました。

当組合の令和元年度における業容につきましては、預金では低金利の長期化などから、前期比31億45百万円減少の1,081億73百万円、貸出金は金融機関貸出金の減少などもあり、前期比31億70百万円減少の487億28百万円となりました。

収益面では、店舗新築、店舗統合の費用を今年度に処理するという観点から、投資信託解約益を110百万円計上する一方で、特別損失を104百万円計上した結果、コア業務純益は119百万円、当期純利益は25百万円となり、財務の健全性を示す自己資本比率は8.15%と、前期比0.06ポイント改善しました。

さて最近のわが国経済は、年明けからの新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、輸出・生産、インバウンド需要の落ち込みなどに加え、感染症拡大の影響から経済活動が大きく制限され、先行きの不透明感は一層増しています。

このような中、当組合でも、まずはこの難局への対応が喫緊の課題と考え、感染症拡大の影響が広く実体経済へと波及する中で、影響を受けたお客様の資金繰りなどに重大な支障が生じないように、感染症対応資金などの制度融資やプロパー資金など、あらゆる貸付制度を活用するとともに日本政策金融公庫などとも連携を強化し、必要資金の対応はもとより、政府の有利な助成金や補助金などの情報提供や、お客様の実情に応じた金融面のサポートに迅速、柔軟に対応してまいります。

令和2年度も、地域密着型の金融機関としての原点をしっかりと認識し、自らの特性を活かしながら、全役職員が団結して、感染症拡大の難局への対応にも万全を期して、地域金融の円滑化と地域経済の発展に寄与してまいります。

引き続き格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

理事長 荒木 勝

## 経営理念

お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する。  
経営の健全性を堅持し効率的経営に徹する。  
人財を育成し活力ある明るい職場をつくる。

### 安定した収益力の確保

地域金融の円滑化と地域経済の活性化に寄与するために、小口多頭取引を実現するとともに不良債権処理の促進と新規発生の未然防止による貸出資産の再構築を進める。また、地域密着型金融を収益の向上に結びつけていくための内部態勢整備と並行して、店舗の役割・機能の見直しおよび営業態勢の再構築を進める。

### 経営管理態勢の強化

業務の健全性・適切性、信用の維持および預金者等の保護を図るために、経営管理態勢を整備・強化する。また、コンプライアンス、顧客保護等の徹底、各種リスクの適確な管理態勢を整備・強化する。

### お客さま・地域への貢献

お客さまの利便性向上のため、ATMのサービス機能を拡充する。また、お客さまの身近なニーズに対応するため、顧客貢献運動を展開するとともに、献血運動、防犯活動等地域貢献活動を実施する。

### 人財の育成・組織の活性化

お客さまのニーズに対応できる人財の育成のため、研修体系を整備し、自己啓発を促進する。また、ブロック中核店のマンパワーの強化により地域密着型金融の取組みの強化を図る。

## 令和元年度事業概要

当組合は、「地域に密着したけんしん」を目指し、地域密着型金融推進計画を推進する一方、リスク管理態勢の強化、収益性の向上等、経営の健全性の確保に取り組んでまいりました。

### ●預金・積金

末残は前期比97.2%の1,081億73百万円となり、期中平残については97.8%の1,121億69百万円となりました。

減少の25百万円を計上することとなりました。

また、出資に対する配当金につきましては、前期と同様の1.00%を実施しております。

### ●貸出金

末残は、前期比93.9%の487億28百万円となり、期中平残については96.2%の492億0百万円となりました。

### ●自己資本比率

財務の健全性を示す自己資本比率は、8.15%と8%台を維持しており、金融機関の国内基準4%を上回っております。

### ●利益・配当金

収益面では、経常利益は前期比71百万円増加の136百万円、コア業務純益は95百万円増加の119百万円、当期純利益については17百万円

# 主要な経営指標の推移

## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収益		1,626	1,554	1,453	1,372	1,399
業務純益		102	84	29	25	136
経常利益		147	116	71	65	136
当期純利益		122	88	70	42	25
預金積金残高		116,553	116,220	114,217	111,319	108,173
貸出金残高		50,500	50,512	51,884	51,898	48,728
有価証券残高		40,182	44,282	41,293	40,490	34,701
総資産額		122,773	124,088	122,234	120,509	117,304
純資産額		4,046	3,777	4,013	4,274	4,101
自己資本比率（単体）		8.15%	8.18%	8.06%	8.09%	8.15%
出資総額		1,362	1,437	1,505	1,525	1,508
出資総口数		2,725 千口	2,874 千口	3,010 千口	3,050 千口	3,016 千口
出資に対する配当金（率）		16 (1.25%)	17 (1.25%)	18 (1.25%)	15 (1.00%)	15 (1.00%)
職員数		131 人	129 人	126 人	122 人	116 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 職員数は、常勤役員と嘱託が含まれております。

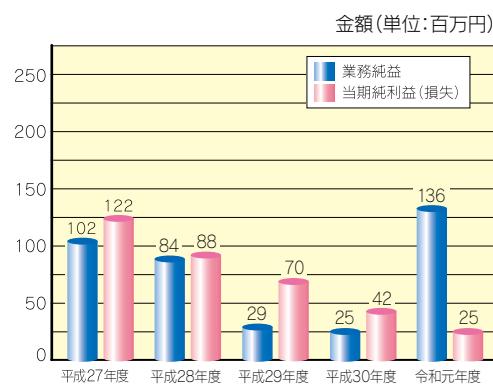
## 預金・貸出金の推移



## 自己資本額・自己資本比率の推移



## 業務純益・当期純利益の推移



### ■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書等の計算書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### ■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月24日

富山県信用組合 理事長

荒木 勝

# 第5次中期経営計画

(平成 30 年～令和 2 年度)

## ● 基本方針

5年後、10年後を見据えた、「けんしん」が目指す姿を確立する。

## ● 目指す姿

地域、お客様、職員から、「私たちのけんしん」と言ってもらえる金融機関を目指します。

## ● 経営ビジョン

### ① 地域の隅々に必要な資金と情報を提供し、地域の元気に貢献する「けんしん」

個人・企業間や地域間、世代間の金融仲介機能を発揮し、地域の隅々までに酸素(資金)と栄養(情報)を提供する毛細血管の役割を果たすとともに、専用機関との連携により創業や新事業展開、事業承継などを支援し、地域の活性化に貢献します。

### ② お客様の本業を支援するビジネスモデルを実践し、お客様とともに発展する「けんしん」

お客様の発展が「けんしん」発展の基盤であり、経営改善、補助金・助成金の活用、販路開拓、マッチング等、お客様の経営支援、本業支援を積極的に進めるとともに、目利き力を生かした、収益とリスクのバランスの取れた経営を推進し、お客様とともに歩み続けます。

### ③ やりがい・働きがいがあり、職員がいきいきと働く「けんしん」

個々の職員の強みを伸ばし、地域・お客様から信頼され存在感のある金融マンを育成するとともに、職員の待遇改善、時代に合った店舗戦略や職場環境の改善を進め、職員が働くことに幸せを感じられる職場づくりを進めます。

当組合では、令和元年度においても地域密着型金融の推進を恒久的な取り組みとして捉えて、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

## 1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、富山県内を営業地区とし、富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市に店舗を配置し、地域の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、お客さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

## 2. 預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆さまからお預りした大切なご預金は、厳正かつ公正な審査に基づき、地域の皆さまへ積極的にご融資し、お客さまおよび地域社会の健全な発展のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

## 3. 融資を通じた地域貢献

### ●貸出金の利用状況

2年3月末の貸出金の利用状況は、個人向け融資126億円、事業性融資283億円、地方公共団体77億円のご利用をいただいております。

### ●貸出金使途の利用状況

2年3月末の貸出金の使途別利用状況は、設備資金200億円、運転資金286億円のご利用をいただいております。

### ●富山県信用保証協会の取扱状況

富山県信用保証協会の取扱状況は、令和元年度新規実行として、250件1,356百万円のご利用をいただき、残高は40億円となっております。

### ●住宅ローン・消費者ローンの利用状況

令和元年度は、住宅ローン19件289百万円、消費者ローン409件544百万円の新規ご利用をいただいております。

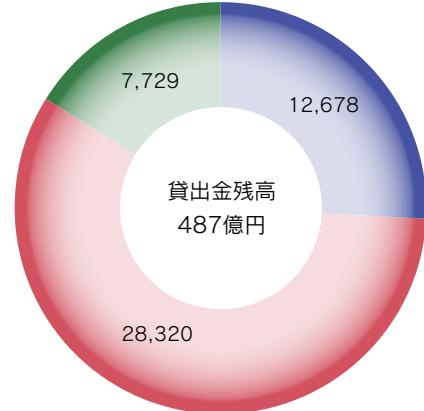
富山県は全国でも持ち家率が高いことから、住宅ローンは低金利商品を推進しており、残高は74億円となっております。

### ●奨学ローンの利用状況

富山県は、全国でも大学進学率が高いことから、奨学ローンは低金利商品を推進しており、令和元年度新規実行として、11件37百万円のご利用をいただいております。

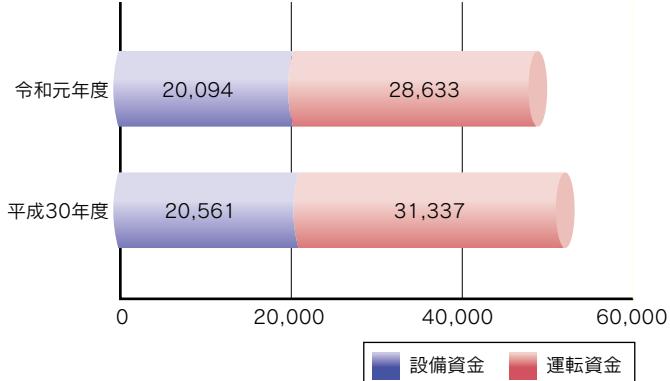
**貸出金の内訳** (令和2年3月末現在)

(単位:百万円)



**貸出金使途の内訳** (令和2年3月末現在)

(単位:百万円)



## 4. お取引先への支援状況等

当組合は、地域経済の活性化に向けて、お客さまの支援強化を図るため、平成29年4月1日に地域支援部を新設し、創業・新規事業、経営改善、補助金・助成金活用、販路拡大・ビジネスマッチング、観光客誘致、事業承継支援などに取り組んできました。

また、外部リソースの活用に向け、平成29年度からは第一勧業信用組合（東京）との連携協定、富山労働局との連携協定、富山県中小企業家同友会との連携協定、リンカーズ株式会社との業務提携に関する協定、株式会社北陸カードとの連携協力などを進めてまいりました。

## ●創業・新事業支援への取組み

当組合では、営業店の「創業・新事業・経営相談窓口」により、15事業先の創業・新事業支援を行っております。

## ●取引先に対する経営相談・支援の取組み

当組合では、お取引先に対し、経営改善に向けた相談・指導を行っております。元年度は、個人事業者も含めて期初31先の支援に努め、2先のランクアップがありました。

## ●ものづくり補助金申請のサポート

当組合では、事業先が生産性向上を図るために革新的なサービス開発や試作品開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資を促進するために、関連する補助金申請のサポートに努めております。

## ●経営改善支援の取組状況

### [30年度(30年4月～31年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (平成30年4月)	うち経営支援取組 先	平成31年3月末の 債務者区分上昇先数	平成31年3月末の 債務者区分不变先
正	常先	1,126	—	—	—
要注 意先	うちその他要注意先	176	28	1	27
	うち要管理先	0	—	—	—
破	綻懸念先	23	3	—	3
実	質破綻先	45	—	—	—
破	綻先	17	—	—	—
合	計	1,387	31	1	30

### [元年度(31年4月～2年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (平成31年4月)	うち経営支援取組 先	令和2年3月末の 債務者区分上昇先数	令和2年3月末の 債務者区分不变先
正	常先	1,103	—	—	—
要注 意先	うちその他要注意先	180	28	1	26
	うち要管理先	0	—	—	—
破	綻懸念先	21	3	1	2
実	質破綻先	24	—	—	—
破	綻先	12	—	—	—
合	計	1,340	31	2	28

(注) 債務者数、経営支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

## 5. 地域サービスの充実

### ●顧客の組織化とその活動状況

各店では、「けんしん会」を結成して、旅行、講演会、レクリエーション等の活動により、交流を深めております。

### ●年金友の会等の活動

各店では、年金友の会の運営を積極的に行うほか、「お客さま感謝デー、納涼祭」を行うとともに、各店地域諸行事等に積極的に参加しております。

### ●けんしん立山倶楽部

当組合では、平成27年12月1日に顧客(組合員)サービス向上と地域再生・活性化に向けた地域密着型金融の取組強化の施策として、「けんしん立山倶楽部」を設立しました。

当組合と取引のあるお客さまが、お申し出により倶楽部会員となり、ファミリー店での利用に際し、さまざまな優待サービスを受けることができます。

令和2年3月末現在で、倶楽部会員数は4,081名、ファミリー店201店舗となっております。

## 6. 文化的・社会的貢献に関する活動

### ●献血運動の実施

社会貢献活動の一環として全店で19名の役職員が献血を行っております。

### ●社会福祉団体への寄付

「しんくみピーターパンカード」利用手数料の一部を社会福祉団体に寄付をしております。

## 適切な勧誘・募集について

### ●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を終結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。  
その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘を行いません。
4. 良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の習得を図るとともに、適切な勧誘が行われます。

れるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

### ●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

#### 投資性の強い金融商品に対する横断的な 投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

#### 開示制度の充実

#### 取引所の自主規制機能強化

#### 不公正取引等への厳正な対応

当組合は、金融取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

## 経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めます。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、お客様の保証人よりガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

### ○経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、本ガイドラインに基づき、一定の要件にあてはまるお客様については、保証の免除、もしくは保証の減額を検討しています。

#### 主な要件

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- 法人と経営者個人の間に貸し借りが無く、給与や報酬が適切である。
- 法人のみで、借入を返済するだけの十分な収益力がある。
- 法人から適時・適切に決算内容や財務情報が提供されている。

### ○取り組み状況

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	6件	12件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.65%	3.10%
保証契約を解除した件数	12件	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、中小企業および個人のお客さまに、実態や特性を踏まえたうえで必要な資金供給を行うとともに、経営相談や経営改善など課題解決に向けた支援を行うことで、地域金融の円滑化に努めてまいりました。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑法」は平成25年3月で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に迅速かつ適切に対応しつつ、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化に取り組んでおります。

# 地域密着貢献活動



## 「とやま夢づくりフェスタ」に参加

令和元年9月28日と29日、とやまテクノホール西館（富山市友松）にて、富山県中小企業家同友会主催の「とやま夢づくりフェスタ」が開催されました。

全体で101社が出展し、当組合も出展しました。終日多数の来場があり、大変、盛況でした。

## 「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」に参加

令和元年10月30日、サンシャインシティ文化会館（東京都豊島区）にて、「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」が開催されました。全体で227社が出展し、当組合からは、取引先2社が出展しました。

終日多数の来場があり、大変、盛況でした。



## こまどり支援学校に視線訓練用パソコンの贈呈

令和2年3月18日、富山県信用組合協会は、「しんくみピーターパンカード」利用による基金で、高岡市立こまどり支援学校（高岡市江尻）に視線訓練用ノートパソコンを贈りました。

贈呈式に際し、佐野校長より、当校でICT（情報通信技術）機器の活用の一環として、視線入力ソフトを利用している様子を同校HPで紹介していただきました。



## トピックス

### 本店営業部の新築



令和元年9月2日、本店営業部は全面建て替えし、新築オープンいたしました。

また同年11月6日、本店新築を記念し、富山第一ホテルで講演会を開催いたしました。当日、プロ野球で活躍された尾花高夫さんに「必見！プロ野球で実証！一流を育成する秘訣」という題で、講演していただきました。



### ホームページの全面リニューアル

お客様にけんしんの商品や業務内容をよく理解していただき、より便利に利用していただるために、ホームページを全面リニューアルし、平成31年4月25日から活用できるようになりました。見易いデザインに一新し、スマートフォン対応にもなって、使い易くなっています。

## 法令等遵守(コンプライアンス)について

コンプライアンスとは、企業が行う取引や活動において法令や社会的ルール、諸規程を厳格に遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当組合では、コンプライアンス統括部署を経営管理部と定め、実践すべき項目を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しており、実施状況については、四半期毎に理事会に報告を行っております。

このコンプライアンス・プログラムの実施にあたっては、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を任命し、本部・営業店一体となった取組態勢を構築しております。

また、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、コンプライアンス・マニュアルと別冊〔事例解説編〕による研修の実施や全職員を対象にコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しております。

## 反社会的勢力の排除への取組み

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力は、断固としてこれを排除しなければなりません。

当組合は、警察、(公財)富山県暴力追放運動推進センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除に向け取組んでいます。

また、平成23年1月4日から、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入しました。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引を停止または契約を解約させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をお願いしています。

お客様にはご面倒をおかけいたしますが、当組合では、反社会的勢力との取引遮断のための取組みを社会的責任と考え、今後も努力を重ねてまいりますので、お客様のご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

## ●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のように基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携します。

### 3. 取引を含めた関係の遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事業を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 顧客保護等について

当組合は、誠実かつ公正に事業を遂行し、商品・サービスを利用し、または利用しようとする方(お客様)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図ることにより、お客様からの信頼を得るため、諸規程に基づき、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めています。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「金融商品に係る勧誘方針」を定め、勧誘の適正な確保を図るとともに、「与信取引に関する顧客への説明体制等に係る規程」を定め、お客様への適切な説明体制の整備に努めています。

今後は、さらにモニタリング等によるPDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を強化し、お客様に信頼され、選ばれる地域金融機関を目指してまいります。



## 個人情報保護について

当組合では、お客様の個人情報の適切な保護と利用のために、管理体制の確立、規程等の整備、職員教育の徹底を図っております。

管理体制については、管理部署を経営管理部と定め、本部および全営業店に個人情報管理担当者を任命し、本部・営業店一体となった体制を構築しております。

また、管理体制の確立のためには、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、個人情報の取扱い・管理に関する研修の実施や全職員を対象に個人情報保護オフィサーの資格取得を奨励するとともに、関係規程等の整備・見直しを行っております。

### ●個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方および方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を制定しております。

#### 1. 取組方針について

当組合は、個人情報の適切な保護と利用に関し、関連法令等に加えて、本宣言に定めた事項を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、情報化の進展に適切に対応するため、当組合における個人情報保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

#### 2. 個人情報の利用目的について

- (1) 当組合は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、法で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、当組合における個人情報の利用目的については、当組合のホームページに掲載しておりますほか、お取引店にお問い合わせください。
- (2) 当組合は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
- (3) 当組合は、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようご本人よりお申し出があった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

#### 3. 個人情報の適正な取得について

当組合は、前記2.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

#### 4. 個人情報の第三者提供について

当組合は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

#### 5. 安全管理措置について

当組合は、お客様の個人情報に関し、情報の紛失・改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安

全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う全ての役職員等に対し、個人情報保護の重要性についての教育を行うとともに、お客様の個人データの取扱いを他の個人情報取扱事業者へ委託する場合には、委託先について適切に監督いたします。

#### 6. 開示請求等手続について

当組合は、法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応いたします。なお、お手続きの詳細は、当組合のホームページに掲載しておりますほか、店頭にて公表しております。



## 取引時確認のお願い

マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ○取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主なお取引

- ・口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

### ○確認させていただく事項

個人の場合	
確 認 事 項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方にについて確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

法人の場合	
確 認 事 項	主な確認書類
名称・本店または主たる事業所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※上記の確認書類のほか、委任状により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事 業 の 内 容	定款、登記事項証明書など
取 引 を 行 う 目 的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議 決 権 保 有 比 率 25%超の方の有無、そ の 方 の 氏 名・住 所・生 年 月 日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限ります。

### ●ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダーリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をともなう場合には「資産およ

び収入の状況」についても確認させていただきます。

#### 【主なハイリスク取引】

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

## 苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、当組合は、苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めています。

#### ○苦情処理措置

お取引に係るご苦情等は、お取引のある営業店または経営管理部にお申し出ください。

富山県信用組合 経営管理部

【電話番号】(0763) 33-3351

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話番号：0570-022808）

#### ○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、経営管理部または社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただることも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【電話番号】03-3567-2456

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

【住 所】東京都中央区京橋1-9-1

弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話番号：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事例を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停：現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。  
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

## リスク管理について

金融の自由化・国際化等の進展に伴い金融業務や商品の多様化・高度化がさらに進み、信用リスクをはじめとするさまざまなリスクが金融機関の経営に影響を及ぼします。

今後は、さらに経営の健全性・安定性の向上の観点から金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

## ■統合的リスク管理態勢

当組合では、統合的リスク管理(リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法)を行い、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーション・リスクなどへの対応に向けて、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあつたリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクルを行うことにより限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

また、経営陣が管理すべき各種リスクについては、諸規程に基づき、常勤理事会を定期的または必要に応じて開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

## ●信用リスク

信用リスクとは、お取引先の諸事情により貸出金等の価値が減らないし消失し損失を被るリスクです。

当組合では、地域密着・小口多数の融資姿勢を堅持し、貸出資産の健全性を堅持するために、融資規程、融資審査会規程に基づき、厳正な審査・管理を行っております。

また、資産自己査定実施規程に基づき、厳正な資産査定による償却・引当を実施しております。

## ●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格・為替レート等の市場価格の変動により、損失を被るリスクです。

当組合では、余資運用規程に基づき、理事会において当期の運用方針を決定し、運用実績、リスク管理情報等については毎月定期的に理事会・常勤理事会へ報告し管理しております。

また、市場リスクのALM（資産・負債総合管理）システムを導入し、体制の充実・強化を図っております。

## ●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢等により資金調達が困難になる場合、または、諸事情により通常よりも著しく不利な資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当組合では、こうした不測の事態にも対応できるだけの支払準備資産を確保しております。さらに全国信用協同組合連合会を中心に、流動性リスクに対する業界のバックアップ体制も完備しております。

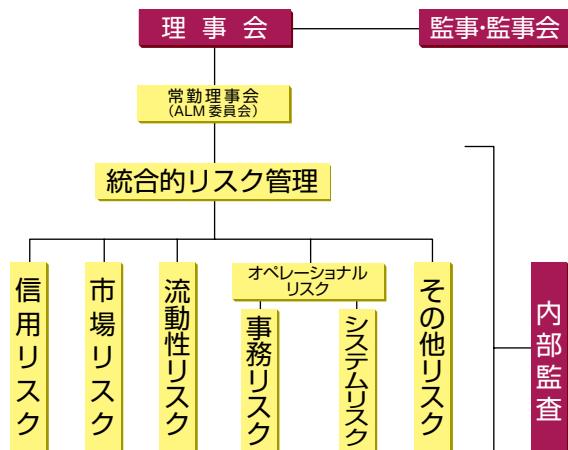
## ●オペレーション・リスク

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、事務処理によるミスやトラブルを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務レベルの向上や業務改善および業務管理の指導を徹底するとともに、本部検査部門による本支店への立ち入り検査を実施するとともに、営業店にも自店内検査の実施を月1回義務づけ、事務の厳正化に努めております。

コンピュータシステムにおいては、全国の信用組合で組織する共同センターに加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、諸規程の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客様の情報に対するセキュリティの確保に努めています。また、万一障害、火災が発生した場合に損失を最小限に止めるため危機管理対策を講じるなど、システムの安定稼動のために万全の態勢で臨んでおります。

## ●リスク管理態勢



# 総代会制度について

## 総代会制度について

### 1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

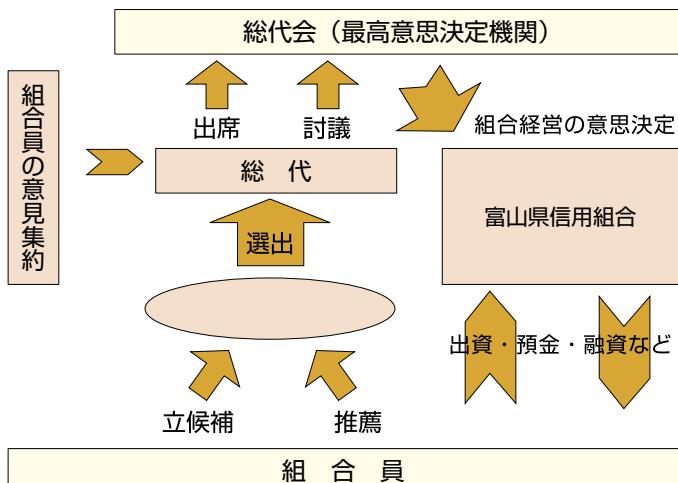
当組合の組合員23,072名（令和2年3月末）と多く、総会の開催が困難なことから、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法及び定款の定めたるところにより総会に代えて「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会のほか総代会議（年2回開催）や各地区ごとの総代懇談会を通じて組合員の意見や要望を当組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

#### ●総代会の仕組み



### 2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

#### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

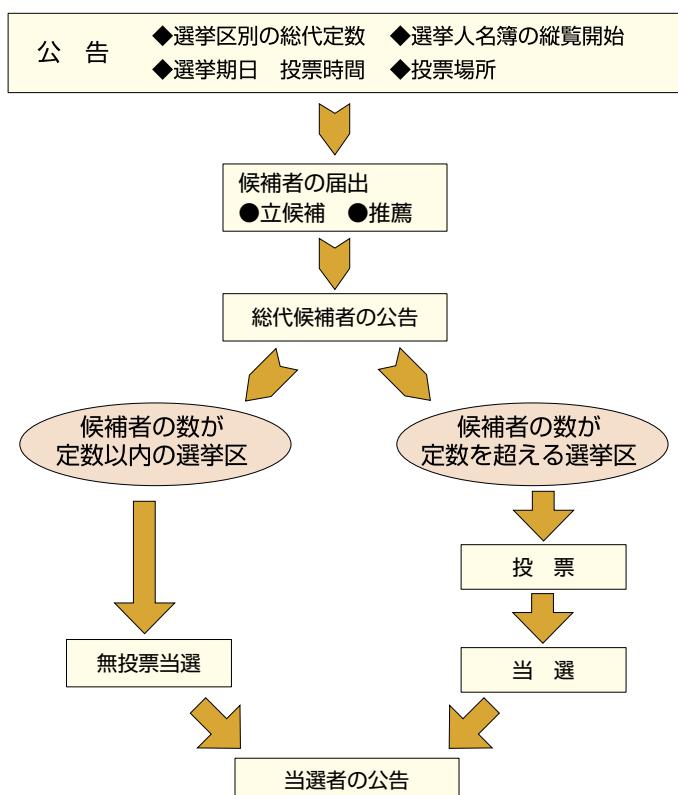
なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

#### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を14に区分し、総代の選出を行っています。

総代の定数は、120人以上160人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和2年3月末日現在の組合員総数は23,072人）。

#### ●総代の選出手順



### 3. 総代会決議事項

第69期通常総代会が、令和2年6月23日午前10時より、砺波市文化会館にて開催されました。当日は総代138人のうち、出席118人（うち、委任状による代理出席59人）により、全議案が可決・承認されました。



**報告事項** 第69期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告ならびに貸借対照表、損益計算書報告の件

**議案事項** 第1号議案 第69期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第70期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 第70期に於ける借入金最高限度額決定の件

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 組合員除名処分の件

第6号議案 理事および監事選任の件

第7号議案 理事および監事報酬最高限度額決定の件

第8号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

## 役員等の報酬体系

### ●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### 1. 報酬体系の概要

#### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額は、監事会において決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

## 2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	35	52
監事	9	10
合計	44	62

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事9名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

## 3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 総代等感謝状制度

趣旨：総代等組合員の方から、新規組合員（顧客）の紹介その他の有益情報の提供を受け、大きな成果となつた場合その協力に報いるために表彰を行う（「けんしんサポート運動」を展開）

目的：総代等組合員の方から、これまで以上に協力を得ることで、顧客数の拡大と営業基盤の拡充を図る



### 業績の向上



新規組合員（顧客）の紹介またはその他の貢献

審査のうえ、理事長が総代会にて  
感謝状を授与する

総代等  
組合員



## 総代の属性別構成比

職業別	法人役員 84.8%、個人事業主 15.2%、個人 0.0%
年代別	70代以上 49.5%、60代 30.3%、50代 16.5%、40代以下 3.7%
業種別	建設業 33.3%、製造業 18.8%、卸売業・小売業 25.4%、不動産業 5.1%、運輸業 2.2%、その他サービス業 15.2%

## 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名 (総代定数140名、総代数138名)

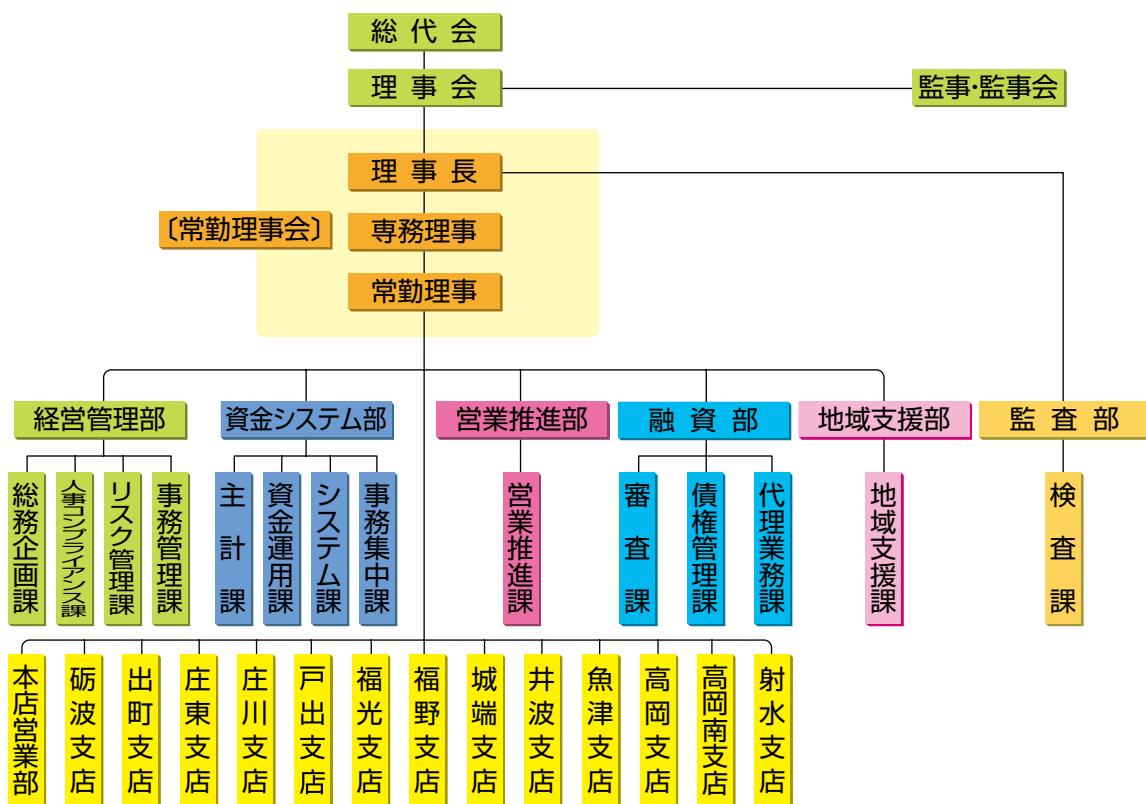
(敬称略) 令和2年6月23日現在

●本店営業部地区 総代定数 24 名 総代数 24 名	●砺波支店地区 総代定数 12 名 総代数 12 名	●戸出支店地区 総代定数 7 名 総代数 6 名	●城端支店地区 総代定数 9 名 総代数 9 名	●高岡支店地区 総代定数 20 名 総代数 19 名
相澤 久範 ⑨ 秋吉 克彦 ⑤ 泉 茂 ① 川除 樹 ⑨ 轟田 幸則 ④ 栗林 進男 ⑧ 澤江 幸行 ② 中川 清寛 ④ 林 克己 ○ 藤井 和夫 ○ 藤木 一仁 ○ 堀江 行一 ⑦ 前田 恒範 ⑨ 松井 喜久夫 ⑥ 宮崎 忠一 ⑤ 村井 剛 ○ 村家 博 ⑦ (有)シマダ木材 ⑥ (株)シャルム ⑧ 鈴木工業(株) ⑥ (株)トミソー ○ (株)マツダ ⑦ (有)八日堂 ④ (株)立業社 ○	安念 延恭 ① 五島 辰夫 ⑨ 小西 昭夫 ⑤ 高原 健三 ⑧ 林 忠男 ○ 深松 篤夫 ⑤ 堀田 泰弘 ⑧ 前田 國代志 ⑨ 米原 嘉孝 ⑥ (株)下保商店 ① (株)上智 ○ 鷹栖建工(株) ⑧	大井 博樹 ① 高田 浩平 ⑥ 沼 康仁 ① 松本 直人 ① 吉田 正樹 ① 戸出化成(株) ○	浅野 文夫 ⑦ 河合 常晴 ⑤ 川田 常晶 ⑤ 木下 巍 ② 櫻井 恵 ⑤ 谷崎 公治 ④ 藤井 貢 ⑦ 山崎 恵次 ⑤ 株長田組 ⑤	荒木 勇夫 ⑦ 石田 輝雄 ⑦ 江渕 司郎 ○ 岡田 昭史 ⑥ 加藤 政実 ⑦ 金森 與四治 ○ 金山 健治 ⑥ 神島 孝一 ○ 櫻井 敏雄 ○ 佐野 光治 ⑦ 柴田 治雄 ○ 立野井 慎一 ① 寺崎 敏治 ⑤ 中村 純一 ⑦ 西保 秀樹 ② 林 慶隆 ⑥ 藤田 益一 ⑨ 水原 延幸 ① 宮崎 甚一 ○
●出町支店地区 総代定数 11 名 総代数 11 名	●庄川支店地区 総代定数 8 名 総代数 8 名	●井波支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名	●福光支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名	●高岡南支店地区 総代定数 11 名 総代数 11 名
大崎 浩司 ① 尾谷 清光 ○ 金三津 貢 ○ 島田 久志 ⑧ 谷口 貞夫 ○ 野澤 良成 ④	坂本 吉隆 ⑦ 松本 俊次 ⑨ 宮木 弥淳 ② 宮越 敏信 ⑥ 宗景 昭 ② 山崎 要四郎 ② 山崎 泉 ○ 山田 保博 ⑥	太田 和也 ① 川那邊 利一 ○ 小西 淳一 ⑨ 伏木 康弘 ④ 米道 俊信 ② (株)沖田組 ⑤ 庄川興業(株) ⑨ 藤森工業(株) ⑤	石崎 博之 ⑨ 岡部 一輝 ⑦ 松本 敏博 ○ 吉田 章 ⑦ 吉田 敏明 ⑦ (株)ユーモク(株) ○ (株)森組 ②	斎藤 靖弘 ○ 杉本 進 ○ 塙本 勝王 ○ 樋口 威作夫 ⑧ 宮丸 賢二 ○ 山邊 慎治 ⑦ 吉田 登 ⑤ (株)古城モータース ⑦ (株)曾田 ⑦ (有)中村製作所 ⑦ 山岡石材工業(株) ⑦
●魚津支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名	●庄東支店地区 総代定数 8 名 総代数 8 名	●福野支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名		
		梅木 一隆 ⑨ 江上 勝 ① 奥村 一則 ⑤ 金谷 英治 ④ 西能 徹 ⑥ (株)南砺工業所 ④		

(注) 氏名の後に就任回数を○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は○で表示しています。

# 組織

## ●組織図



## ●役員の状況

理事長	荒木 勝
専務理事	芝田 聰
常務理事	飯田 裕彦
常務理事	北野 雅人
理事	山本 賢治
理事	山本 保彦
理事	中村 純一
理事	楠 則夫

(令和2年6月23日現在)

常勤監事	小幡 克
監事	菊野 一裕
監事(員外監事)	河村 拓栄

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

## ●会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## ●職員数

	平成30年度	令和元年度
男 子	68人	64人
女 子	54人	52人
合 計	122人	116人

(注) 常勤役員、嘱託が含まれています。

## ●出資金および組合員数

(単位：人、百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	21,676	1,295	21,329	1,281
法 人	1,722	229	1,743	226
合 計	23,398	1,525	23,072	1,508

# 店舗一覧、ATM

## ●店舗一覧

### 金融機関コード 2404

店舗コード	店舗	郵便番号	住所	電話番号
007	本店営業部	930-0084	富山市大手町 3-5	076-421-5541
001	砺波支店	939-1371	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351
008	出町支店	939-1366	砺波市表町 6-9	0763-33-5533
002	庄東支店	939-1438	砺波市安川 864-1	0763-37-1144
003	庄川支店	932-0305	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248
005	戸出支店	939-1104	高岡市戸出町 3-8-5	0766-63-1150
006	福光支店	939-1635	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122
011	福野支店	939-1568	南砺市福野 1762	0763-22-2218
004	城端支店	939-1861	南砺市城端 180-1	0763-62-0323
010	井波支店	932-0217	南砺市本町 2-11	0763-82-1756
013	魚津支店	937-0066	魚津市北鬼江 1-3-25	0765-22-3133
031	高岡支店	933-0913	高岡市本町 2-1	0766-23-3580
034	高岡南支店			0766-23-3178
038	射水支店	939-0275	射水市八塚 483-1	0766-52-5525

### 当組合のキャッシュカードサービスについて

当組合のキャッシュカードは「セブン銀行」をはじめ、全国の提携金融機関ATMでご利用いただけます。

### ●けんしんの ATM

- 全店のATMが年365日稼働しています。
- 定期預金のお預入れができます。
- 現金によるお振込の取扱いができます。
- 振込カード発行の取扱いをしています。
- 法人ICキャッシュカード発行の取扱いをしています。
- 硬貨のお取扱いが可能です。※詳しくは、当店窓口までご照会ください。
- 普通預金通帳・総合口座通帳の縁越ができます。

### ●自動機器設置状況

区分	ATM(現金自動預払機)
店舗内	14

### ●当組合のCDカードご利用範囲

	ご入金	ご出金	お振込
セブン銀行	○	○	×
イオン銀行	○	○	○
信用組合	○	○	○
信用金庫	○	○	○
ろうきん	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	×
第二地方銀行	○	○	○
地方銀行 (北陸銀行他)	×	○	○
都市銀行	×	○	○
JA	×	○	○

※ご入金につきましては、一部お取り扱いができない金融機関がございます。

### ●ATMご利用時間・手数料【出金】

	0:00	8:00	8:45	14:00	18:00	19:00	20:00	21:00	24:00
富山県 信用組合	本店・砺波・福光 出町・魚津・高岡 庄東・庄川・城端・戸出 井波・福野・射水	110円		無料		110円			
平 日	セブン銀行		110円		無料		110円		
	北陸銀行			110円		無料		110円	
	しんくみお得ねっと提携信用組合 <sup>※1</sup>		220円		無料		220円		
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) <sup>※1</sup>		220円		110円		220円		
	0:00	8:30	9:00	14:00	17:00				24:00
土曜日	富山県信用組合 全店			無料	110円				
	セブン銀行		110円		無料		110円		
	北陸銀行			110円					
	しんくみお得ねっと提携信用組合 <sup>※1</sup>		220円	無料	220円				
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) <sup>※1</sup>			220円					
	0:00	8:30	9:00	14:00	17:00				24:00
日曜・祝日	富山県信用組合 全店			110円					
	セブン銀行			110円					
	北陸銀行			110円					
	しんくみお得ねっと提携信用組合 <sup>※1</sup>			220円					
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) <sup>※1</sup>			220円					

※1 出金にかかる手数料を表示しています。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

※2 入金にかかる手数料は、当組合は曜日にかかわらず無料。セブン銀行は出金手数料と同額、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関は、他提携金融機関の出金手数料と同額となります。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

【令和2年7月末現在】

# 営業のご案内

## ●預金商品

(令和2年7月1日現在)

種類	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高999万円まで自動的に融資が受けられます。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円、定期預金は1万円以上自動継続扱いです。
普通預金	給与・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息のつかない普通預金で決済用預金に該当し、残高にかかわりなく預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より有利なお利息です。なお、給与・年金・配当金の受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用)	出し入れ自由	1円以上
スーパーミリオン積立	お預入れ残高が100万円以上になった場合、自動的にスーパー定期預金(1年満期)と同じ金利になります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	現金を持ち歩かずに資金を効率的に活かす商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまつたお金の短期運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金で、利息は非課税です。	入金はいつでも	1円以上
定期積金	積立期間を決めて少しずつムリなく貯める預金で、満期日にまとまつた給付金をお受け取りいただけます。	6ヵ月以上5年まで	額1,000円以上
定期預金	スーパー定期預金 1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。 個人の方のみ複利型もお取扱いできます。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	大口定期預金 1,000万円以上のまとまつた資金の運用に最適な預金です。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	1,000万円以上
	期日指定定期預金 お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができる、預金の一部(1万円単位)でも解約ができる定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 1年 最長預入期間 3年	100円以上
	変動金利定期預金 お預け入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。個人の方のみ複利型もお取扱いできます。	定型方式は1年・2年・3年です。 満期日指定方式は1年超3年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	据置定期預金 お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じて利率がステップアップする定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 6ヵ月 最長預入期間 5年	100円以上
財形預金	一般財形預金 貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3年以上	1,000円以上
	財形住宅預金 住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財形年金預金 将来の年金としてお受取りいただくための預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1,000円以上

## ●事業向けご融資

(令和2年7月1日現在)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資 手形割引 手形貸付 証書貸付 当座貸越	一般商業手形の割引 仕入資金など短期運転資金 設備資金など長期資金 約定金額までの当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各種制度融資	富山県・各市町制度融資	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
事業者カードローン	運転・設備資金	100万円～2,000万円以内	1年または2年	県信用保証協会(不動産等)
けんしんビジネスカードローン	運転・設備資金	100万円～1,000万円以内	1年ごとの更新	必要に応じて
けんしん小口事業資金	運転・設備資金	3,000万円以内	10年以内	必要に応じて
フリーローン 「スピードイー」	個人事業者さまの運転・設備資金	10万円～500万円以内	10年以内 (81歳まで)	保証会社
スマートカードローン	個人事業者さまの運転・設備資金	10万円～300万円以内	1年ごとの自動更新(72歳まで)	保証会社

## ●個人向けご融資

(令和2年7月1日現在)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金等	100万円～10,000万円以内	35年以内	保証人、保証会社(不動産等)
リフォームローン	住宅のリフォーム・住宅機器購入等	10万円～1,500万円以内	20年以内	保証会社
マイカーローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理資金等	10万円～500万円以内	6ヶ月～10年以内	保証会社
奨学ローン	受験・進学・在学資金・借換資金等	10万円～1,000万円以内	15年以内 (据置期間含む)	保証会社
教育カードローン	学費や在学中の生活費等	50万円～500万円以内	入学前6ヶ月+4年 (大学院等6年制は+6年)	保証会社
フリーローン「チヨイス」	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヶ月～10年以内	保証会社
フリーローン「スピーディー」	お使いみち自由	10万円～500万円以内	6ヶ月～10年以内 (81歳まで)	保証会社
フリーローン「ビッグ」	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヶ月～10年以内	保証会社
カードローン	お使いみち自由	30万円・50万円・100万円・200万円・300万円の5コース	3年ごとの自動更新 (65歳まで)	保証会社
スマートカードローン	お使いみち自由	10万円～300万円以内	1年ごとの自動更新 (72歳まで)	保証会社
カードローン「ビッグ」	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	1年ごとの自動更新 (70歳まで)	保証会社

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

### ●代理店業務一覧

- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- ・株式会社日本政策金融公庫代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・富山県収納代理金融機関
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・県下主要市町収納代理金融機関

## ●各種サービス・その他業務

(令和2年7月1日現在)

種類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、配当金、各種保険金等がお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度、お受け取りに出かける手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、預金口座に振り込まれた日からお利息がつきますのでお得です。
自動支払サービス	電気料、電話料、ガス料、水道料、NHK受信料のほか税金、各種保険料等を普通預金(総合口座)・当座預金から自動的にお支払いいたしますので、集金日のわざわざしがなくなります。
給与振込	給与、ボーナスが安全・確実にお客さまのご指定いただく預金口座に振り込まれます。また、振り込まれた口座から自動的に公共料金のお支払い、定期積金等ができる大変便利です。
内国為替	当組合を窓口として全国どこの金融機関へでも送金、振込、手形・小切手等の取り立てができ安全・確実です。
国債窓販	国債の窓口販売を行っています。現在長期国債(10年)、中期国債(2年・5年)、個人向け国債(3年・5年・10年)を取り扱っております。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管をご利用ください。お手軽な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします(砺波支店でご利用いただけます。)
クレジットカード	お買い物、ご旅行、お食事等あなたのサインおひとつでOK。キャッシングサービスも受けられる便利なカードです。しんくみピーターパンカード、JCB等各種クレジットカードをお取扱いしています。
キャッシングカード	けんしんのキャッシングコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用金庫・農協・労働金庫のキャッシングコーナーで預金のお引き出しができます。また、けんしん・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。セブン銀行ATMでは、入出金・残高照会ができます。
「しんくみお得ネット」サービス	「しんくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店《J-Debit(ジェイデビット)》のマークのある店舗で、キャッシングカードを利用しお買い物ができる、代金は預金口座から即時決済できるサービスです。
相互入金サービス	全国各地の相互入金業務提携金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関)のATMでは、けんしんのキャッシングカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシングカードでお預入れができます。
他行カード振込サービス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関(信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫)のATMでは、けんしんのキャッシングカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシングカードでお振込みができます。
暗証番号変更手続き	ATMによる暗証番号変更のお取扱いをしています。
インターネット(個人向け)iモードサービス	インターネット、モバイル(携帯電話)により、残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替による資金移動サービスをご利用いただけます。
インターネット(法人向け)	インターネットにより残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替・総合振込・給与振込・賞与振込による資金移動サービスおよび口座振替サービスをご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。インターネットバンキングまたは窓口での書面手続きによりご利用いただけます。
公共工事の前払金	東日本建設業保証㈱の指定金融機関として、公共工事の前払金の取扱いをいたします。
キャッシングサービス	けんしんのキャッシングコーナーで、JCB・VISA等のキャッシングサービスをご利用いただけるほか、JCB・VISA等はご返済もご利用いただけます。
信託の取扱い	個人向け信託商品(遺言代用信託「しんくみ相続信託」)を取扱っております。
保険商品の窓口販売	個人向けには、個人年金保険(定額)、住宅関連長期火災保険、住宅関連債務返済支援保険、傷害保険を取扱いしています。事業先向けには、事業に関連する建物及び商品・動産の保険ならびに労働災害保険等を取扱いしています。
ATMネットワーク	富山県内に14店舗のネットワークをもち、けんしんのカードは14店舗で年365日ご利用いただけます。また、けんしんは北陸銀行とATMを相互開放致しており、セブン銀行・北陸銀行の店舗内ATM・北陸銀行幹事の店舗外ATMで、キャッシングカードによる引出しと残高照会をご利用いただけます。





## 資料編

[経営の状況]  
[自己資本比率規制]

経理・経営内容  
資金調達  
資金運用  
その他業務  
自己資本の充実の状況について

































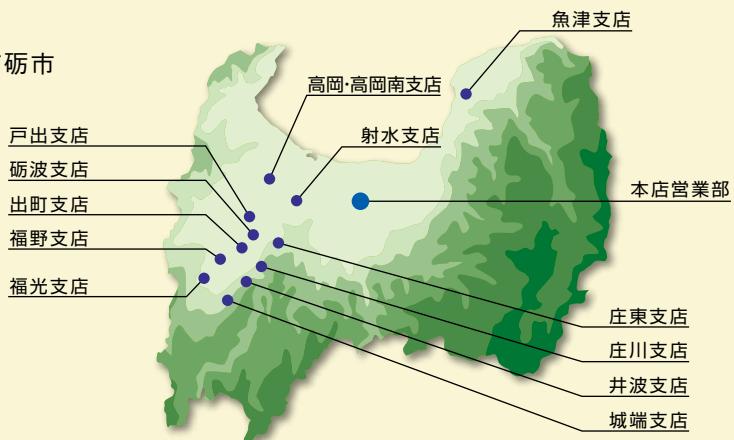


# 営業地域一覧、当組合のあゆみ

## ●営業地域一覧

### [店舗所在一覧]

富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市



## ●当組合のあゆみ

昭和

- 26.12 中越信用組合設立
- 27.12 高陵信用組合設立
- 30.12 井波信用組合設立
- 32.10 富山県たばこ信用組合設立
- 63. 4 4組合合併により、富山県信用組合として発足
- 63.10 魚津支店 新設開店

平成

- 5.12 外国為替取扱業務認可
- 6. 3 国債証券取扱業務認可
- 12. 3 城端支店新築
- 12. 3 デビットカード取扱開始
- 12. 4 郵便貯金ATM相互利用開始
- 12. 4 インターネットキャッシング・モバイルキャッシングサービス開始
- 13.11 損害保険販売開始
- 16. 6 新日本監査法人による会計監査を導入
- 17. 9 井波支店新築
- 17.11 全店に「創業・新事業・経営相談窓口」を開設
- 20. 7 高岡支店移転
- 20. 9 北陸銀行とATM相互開放
- 20. 9 高岡支店に定塚支店、高岡北支店を統合
- 20.12 本店営業部に藤の木支店、大沢野支店を統合

平成

- 21.10 城端支店に五ヶ山支店を統合
- 21.10 高岡南支店に横田支店を統合
- 21.11 全店ATM年365日稼動
- 21.11 本部、砺波市に移転
- 23.12 けんしん創立60周年
- 25. 2 でんさいネット取扱開始
- 25. 3 セブン銀行とATM提携
- 26. 4 福光支店新築
- 27. 8 飛驒信用組合との業務提携
- 27.11 傷害保険取扱開始
- 27.12 けんしん立山俱楽部発足
- 28. 3 個人年金保険（定期）取扱開始
- 29. 4 第一勧業信用組合との連携協定
- 29. 8 富山労働局との連携協定
- 29. 9 富山県中小企業家同友会との連携協定
- 30. 9 リンカース株式会社との業務提携
- 30.11 高岡南支店を高岡支店店舗内に移転
- 30.11 本店営業部に針原支店を統合
- 31. 4 戸出支店移転新築

令和

- 1. 9 本店営業部新築





けんしんのマークは富山県を基本形に青海波を図案化し、地域、社会、組合員、  
けんしんが一体となって拡大発展することへの願いをこめております。